和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県役務提供等実績認定審査会(以下「審査会」という。)の「実績要件を満たす者と同等の実績を有する者かどうかの審査」に係る入札参加有資格業者(和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。)に基づく入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。)からの申請及びその審査、認定等(以下「認定審査」という。)の手続を定める。

(認定審査の対象業務種目)

第2条 認定審査の対象とする業務種目は、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般 競争入札の取扱基準(令和5年10月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表に掲げられた 業務とする。

(定期認定審査会、随時認定審査会及び持回りによる審査会)

- 第3条 審査会は、年1回の定期認定審査会と、必要に応じ、随時認定審査会を開催する。
- 2 定期認定審査会は、前条に規定する業務種目のうち、入札参加条件の実績要件を「国又は 地方公共団体」との同種の契約実績があることと定めているものについて、入札参加有資格 業者から申請のあった民間等契約実績(独立行政法人、公社、民間企業等を契約の相手方と する契約実績をいう。以下同じ。)により、その入札参加有資格業者を実績要件を満たす者 と同等の契約実績を有する者と認定できるかの審査を行う。
- 3 随時認定審査会は、前条に規定する業務種目のうち、入札参加条件の実績要件を「国又は 地方公共団体」との同種又は同種同規模の契約実績があることと定めているものについて、 入札参加有資格業者から申請のあった民間等契約実績により、その入札参加有資格業者を実 績要件を満たす者と同等の契約実績を有する者と認定できるかの審査を行う。
- 4 会長は、審査会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員の参集による審査会に代えて持回りによる審査 会を開催することができる。
- 6 持回りによる審査会は、会長が審査事項を各委員に回議して審査を行う。 (認定審査の事務処理)
- 第4条 前条第2項に規定する定期認定審査会に係る入札参加有資格業者からの申請の受付、 定期認定審査会への報告等及び定期認定審査会の意見に基づく入札参加有資格業者への認定 又は不認定の決定通知等の事務処理は、当該対象業務種目について入札参加資格申請の受付 担当窓口とされている課(総務部総務管理局管財課、総務部行政企画局情報基盤課、農林水 産部森林・林業局森林整備課及び会計局総務事務集中課。以下「申請窓口課」という。)が 行う。
- 2 前条第3項に規定する随時認定審査会に係る入札参加有資格業者からの申請の受付、随時 認定審査会への報告等及び随時認定審査会の意見に基づく入札参加有資格業者への認定又は 不認定の決定通知等の事務処理は、入札実施機関(当該条件付き一般競争入札を行い、契約

を締結しようとする本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。以下同じ。) が行う。この場合において、随時認定審査会への報告等については、申請窓口課を経由する ものとする。

(定期認定審査の時期)

第5条 申請窓口課は、原則として毎年1回、第3条第2項に規定する定期認定審査について、 関係する入札参加有資格業者に対して所要の申請の募集を行い、定期認定審査会に諮るもの とする。

(随時認定審査の時期)

- 第6条 入札実施機関は、入札参加資格の事前審査により条件付き一般競争入札を行う場合には、原則として、入札公告開始日から入札の日の7日(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)前までの間に、第3条第3項に規定する随時認定審査について、関係する入札参加有資格業者に対して所要の申請の募集を行い、必要に応じて入札の日の5日(県の休日を除く。)前までに随時認定審査会に諮るものとする。
- 2 入札実施機関は、入札参加資格の事後審査により条件付き一般競争入札を行う場合には、 原則として、入札の日の翌日から起算して2日(県の休日を除く。)以内に、第3条第3項 に規定する随時認定審査について、その開札による落札候補者に対して所要の申請受付を行 い、必要に応じて速やかに、随時認定審査会に諮るものとする。落札候補者が変更となった 場合も、その例によるものとする。
- 3 入札実施機関は、前2項の規定により随時認定審査会に諮る必要がある入札の実施予定が ある場合には、毎年度4月から翌年3月までのその入札内容、入札時期等について、前年度 の3月末までに総務事務集中課へ報告するものとする。その予定に変更があった場合も、同 様とする。
- 4 入札実施機関は、第1項又は第2項の規定により随時認定審査会に諮る必要がある入札を 実施する場合には、その入札公告開始日の2週間前までに、随時認定審査会へ諮るべき日に ついて総務事務集中課へ通知するものとする。

(認定審査を申請する者の条件)

- 第7条 定期認定審査会へ第3条第2項に規定する定期認定審査を申請できる者は、第2条に 規定する業務種目についての競争入札参加有資格業者で、その業務種目の入札参加条件の実 績要件が「国又は地方公共団体」との同種の契約実績があることと定められている場合にお いて、それらに該当する契約実績は有していないが、それらに相当する民間等契約実績を有 している者とする。
- 2 随時認定審査会へ第3条第3項に規定する随時認定審査を申請できる者は、第2条に規定する業務種目についての競争入札参加有資格業者で、その業務種目の入札参加条件の実績要件が「国又は地方公共団体」との同種又は同種同規模の契約実績があることと定められている場合において、それらに該当する契約実績は有していないが、それらに相当する民間等契約実績を有している者とする。

(認定審査の申請様式)

第8条 前条第1項の規定による定期認定審査会への申請は、契約実績同等(同種)認定申請

- 書(別記第1号様式)により行うものとする。
- 2 前条第2項の規定による随時認定審査会への申請は、契約実績同等認定申請書(別記第2 号様式)により行うものとする。

(申請内容についての聴取)

第9条 申請窓口課及び入札実施機関は、別に定める認定審査指針に基づき、認定審査を申請 した入札参加有資格業者(以下「申請者」という。)から民間契約実績等の申請内容につい て聴取するものとする。

(審査会への報告等)

- 第10条 申請窓口課及び入札実施機関は、前条に規定する申請者からの聴取内容等について 定期認定審査会又は随時認定審査会に報告し、その説明を行うものとする。
- 2 認定審査会は、必要に応じ、定期認定審査会又は随時認定審査会に申請者の出席を求め、その申請内容等について直接聴取することができるものとする。

(審査会の意見の尊重)

第11条 申請窓口課及び入札実施機関は、申請者について実績要件を満たす者と同等の実績 を有する者と認定すること(以下「申請者を入札に参加させるかどうかの認定」という。) について審査会の意見を尊重しなければならない。

(認定審査の入札実施機関への委任等)

第12条 入札実施機関は、予定価格が1,000万円未満の入札について、審査会が別に定める認定審査指針に基づく確認を行うことにより、申請者を入札に参加させるかどうかの認定を行うことができる。

(認定審査の結果通知)

- 第13条 申請窓口課は、第7条第1項及び第11条又は第12条の規定に基づく申請者を入 札に参加させるかどうかの認定について、申請者に対して契約実績同等(同種)認定通知書 (別記第3号様式)又は契約実績同等(同種)不認定通知書(別記第4号様式)により通知 するものとする。
- 2 前項の認定期間については、認定の日から申請者が現に有する入札参加資格の有効期限までとする。
- 3 入札実施機関は、第7条第2項及び第11条又は第12条の規定に基づく申請者を入札に 参加させるかどうかの認定について、申請者に対して契約実績同等認定通知書(別記第5号 様式)又は契約実績同等不認定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(不認定の理由の説明)

- 第14条 前条第1項又は第3項の規定により不認定の通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。 次項において同じ。)により、その事務を行う申請窓口課又は入札実施機関に対してその不認定のその理由について、説明を求めることができる。
- 2 申請窓口課及び入札実施機関は、前項の規定により不認定の理由について、説明を求められたときは、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、原則として3日以内(県の休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

(審査会の庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務事務集中課が処理する。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、審査会に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月2日から施行する。
- 2 和歌山県役務の提供等の契約に係る認定審査事務取扱要領(平成20年制定。以下「旧要領」という。)は、廃止する。
- 3 この要領の施行前に旧要領の規定によりなされた認定審査その他の行為は、この要領の相 当規定によりなされた認定審査その他の行為とみなす。

附則

- 1 この要領は、平成26年9月18日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成27年1月1日以降 に実施する入札公告に係る入札の認定審査に適用し、その前日までに行う認定審査について は、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成26年12月5日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成27年1月1日以降 に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前 の例による。

附則

- 1 この要領は、平成26年12月8日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成27年1月1日以降 に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前 の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年11月24日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成28年1月1日以降 に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前 の例による。

附則

- 1 この要領は、平成28年12月14日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成29年1月1日以降 に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前 の例による。

附則

1 この要領は、平成29年12月11日から施行する。

2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成30年1月1日以降 に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前 の例による。

附則

- 1 この要領は、平成30年12月13日から施行する。
- 1 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、平成31年1月1日以降 に行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前 の例による。

附則

- 1 この要領は、令和2年12月16日から施行する。
- 2 改正後の「和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領」は、令和3年1月1日以降に 行う入札の認定審査に適用し、その前日までに行う入札の認定審査については、なお従前の 例による。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

契約実績同等(同種)認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

> 商号又は名称 代表者職氏名

> > (担当者職氏名 (電話番号) (FAX番号)

下記の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準 (令和5年10月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表において入札参加条件の実績要件として定 められた契約実績を有する者と同等(同種)の契約実績を有する者であるとの認定を受けたいので 申請します。

記

- 1 同等(同種)の認定を申請する業務種目名等
- (1)業務種目名
- (2)業務レベル
- 2 民間等契約実績

入札参加条件の実績要件として定められた同種の契約実績に相当する民間等契約実績は、次の とおりです。

業務発注者(契約の相手方)の名称	
業務の名称	
契約期間	
業務実施期間	
履行場所	
業務の概要	

添付書類

- 上記の民間等契約実績について説明する書類は、次のとおりです。 (1) 当該業務に係る契約書の写し又は業務発注者(契約の相手方)が発行する履行証明書
- (2) 当該業務の内容が分かる仕様書の写し等の資料

備考

- 民間等契約実績については、当該申請日から過去5年間に適正に履行(完了)したものについて、1件以上記入すること。ただし、「森林整備」、「森林調査(I)」及び「森林病害虫対策」 については、2件以上の契約実績について記入するものとすること。
- 2 履行証明書は、所定の様式(別紙様式)を使用すること。

契約実績同等認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者職氏名 (電話番号) (FAX番号

下記の条件付き一般競争入札について、入札公告及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和5年10月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表において実績要件 として定められた契約実績を有する者と同等の契約実績を有する者であるとの認定を受けたいので 申請します。

記

1 入札公告事項

入札に付され ている事項	入札公告年月日	
	事業年度	
	調達業務の名称	
	入札の場所及び日時	

- 2 同等の認定を申請する業務種目名等
- (1)業務種目名
- (2)業務レベル
- 3 民間等契約実績

入札参加条件の実績要件として定められた契約実績に相当する民間等契約実績は、次のとおり です。

J.	
業務発注者(契約の相手方)の名称	
業務の名称	
契約期間	
業務実施期間	
履行場所	
業務の概要	

添付書類

- 上記の民間等契約実績について説明する書類は、次のとおりです。 (1) 当該業務に係る契約書の写し又は業務発注者(契約の相手方)が発行する履行証明書
- (2) 当該業務の内容が分かる仕様書の写し等の資料

備考

- 民間等契約実績については、当該入札公告開始日から過去5年間に適正に履行(完了)したもの 1 について、1件以上記入すること。
- 2 履行証明書は、所定の様式(別紙様式)を使用すること。

契約実績同等(同種)認定通知書

第 号 年 月 日

様

和歌山県知事

年 月 日付け申請のあった下記の業務種目についての契約実績同等(同種)認定申請については、審査の結果、あなたを和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和5年10月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表において入札参加条件の実績要件として定められた契約実績を有する者と同等(同種)の契約実績を有する者であると認定しました。

記

- 1 同等(同種)の認定をした業務種目名等
- (1)業務種目名
- (2)業務レベル
- 2 認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

契約実績同等 (同種) 不認定通知書

第 号 日

様

和歌山県知事

年 月 日付け申請のあった下記の業務種目についての契約実績同等(同種)認定申請については、審査の結果、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和5年10月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表において入札参加条件の実績要件として定められた契約実績を有する者と同等(同種)の契約実績を有する者とは認定できなかったので通知します。

不認定の理由については、この通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。)により、和歌山県 部 局 課に対して説明を求めることができます。

記

同等(同種)の認定の申請のあった業務種目名等

- (1)業務種目名
- (2) 業務レベル

契約実績同等認定通知書

第 号

様

和歌山県知事

年 月 日付け申請のあった下記の入札についての契約実績同等認定申請については、審査の結果、あなたを当該入札に係る入札公告及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和5年10月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表において実績要件として定められた契約実績を有する者と同等の契約実績を有する者であると認定しました。

記

- 1 入札に付している事項
- (1)入札公告年月日
- (2) 事業年度
- (3)調達業務の名称
- (4)入札の場所及び日時 ア 場所

イ 日時

- 2 同等の認定をした業務種目名等
- (1)業務種目名
- (2)業務レベル

契約実績同等不認定通知書

第号

様

和歌山県知事

年 月 日付け申請のあった下記の入札についての契約実績同等認定申請については、審査の結果、当該入札に係る入札公告及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和5年10月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表において実績要件として定められた契約実績を有する者と同等の契約実績を有する者とは認定できなかったので通知します。

不認定の理由については、この通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。)により、和歌山県 部 局 課に対して説明を求めることができます。

記

- 1 入札に付している事項
- (1)入札公告年月日
- (2) 事業年度
- (3)調達業務の名称
- 2 同等の認定の申請のあった業務種目名等
- (1)業務種目名
- (2)業務レベル

別紙様式(別記第1号様式、別記第2号様式関係)

履行証明書

(和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札参加のための契約履行証明書)

和歌山	口具	知事	様
/TH 則八 ⊨	ᅟᅩ	711	72/5

申請者 住所

商号又は名称

代表者職氏名

この証明書のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 履行した業務名
- 2 履行期間(業務実施期間)

年 月 日から 年 月 日まで

3 契約金額

Н

4 履行内容(業務の内容:業務の実施方法、業務対象の㎡数等業務内容について、具体的に記載してください。)

上記記載のとおり申請者が履行(完了)したことを証明します。

年 月 日

証明者(業務発注者) 住所

氏名

履行証明書(記載例)

(和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札参加のための契約履行証明書)

和歌山県知事 様

申請者住所

和歌山市●●●●番地

商号又は名称

株式会社●●和歌山支店

代表者職氏名

和歌山支店長 ●●●●

この証明書のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

1 履行した業務名

株式会社●●の●●●●●業務

2 履行期間(業務実施期間)

令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日まで

3 契約金額

¥●, ●●●, ●●● 円

4 履行内容(業務の内容:業務の実施方法、業務対象の㎡数等業務内容について、具体的に記載してください。)

株式会社●●の本社屋舎についての清掃業務

床面積:5,000㎡

建物内外のゴミ収集(毎日)

建物内のワックス掛け(2カ月に1回)

上記記載のとおり申請者が履行(完了)したことを証明します。

令和●●年●●月●●日

証明者 (業務発注者)

住所 和歌山市●●●●

氏名 株式会社●●● 代表取締役 **■**

印